

遺言公正証書作成の手引

1. 遺言公正証書の作成を依頼する際には、予め次の資料をご用意ください。

- (1) 遺言者の**印鑑証明書**（発行後3か月以内のもの）及び**戸籍謄本**を各1通
- (2) 財産をもらう人が相続人である場合は、遺言者との続柄のわかる**戸籍謄本**
- (3) 財産をもらう人が相続人以外の場合は、その人の**住民票**
- (4) 遺産が
 - ア. 不動産である場合は、
 - ①土地・建物の全部事項証明書 又は 登記事項要約書（法務局で取得）
 - ②固定資産評価証明書 又は 固定資産税の納税通知書
（但し、納税通知書は、評価額の記載がある場合に限りです。）
 - イ. 不動産以外の財産（預貯金等）である場合は、それらを記したメモ
- (5) 証人2名の住所、氏名、生年月日のわかる住民票等及び職業を記したメモ
但し、未成年のほか、遺言者の推定相続人及び受遺者ならびにそれらの者の配偶者及び直系血族は証人になれません。

2. 遺言執行者を決めておくと便利です。（遺言執行者の住所・氏名・生年月日・職業のわかるメモ又は住民票が必要です。）

・遺言執行者とは、遺言者が死亡し、遺言の効力が生じた後に遺言の内容をそのとおりに実行する人のことです。遺言執行者を必要とする場合に、遺言で指定しておきませんと、遺言者が死亡してから家庭裁判所で選任してもらうことになり、手数と時間がかかりますので、予め、遺言公正証書中にその指定をしておくのが望ましいのです。

3. 遺言公正証書作成当日には、**遺言者の実印**、証人2名の認印（シャチハタは不可）が必要です。

4. 遺言の相談から作成日まで日数を要することがありますので、予め日時などを打ち合わせておくと、手続きが速やかにとれます。

※ 遺言者が病気等で役場に出向くことができないときは、公証人が遺言者のご自宅や入院先の病院まで出張して作成することもできます。

千葉公証役場

千葉市中央区富士見1丁目14番13号（千葉大栄ビル8階）
TEL 043-227-3661 Fax 043-227-3663
043-222-2876 043-222-0503
受付時間 午前 10時～11時 午後1時～4時
休業日 土曜日・日曜日・祝祭日